

「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」 Q & A

この条例の必要性や具体的な内容について、Q & A形式でわかりやすく解説します。

Q1. この条例が必要な理由は？

現在、私たちを取り巻く環境問題は、身近なことから地球規模にいたるまで、大変幅広く複雑多岐に及んでいます。これを解決するには、市民・事業者・民間団体・行政の協働による積極的な取組が求められています。このことから、本市における環境の保全に関する基本的な考え方や方向性などを明確にすることが必要なため、この条例を制定しました。

Q2. 環境の定義や範囲は？

環境という概念は、私たち人間を含む生物を取り巻く周囲の状態や状況を包括的にいうもので、時代や人々の考え方の変化によって変わっていきます。本市では、環境の対象範囲を、地球環境・生活環境・自然環境・快適環境の4分野として取り組んでいきます。

Q3. 良好な環境とは？

良好な環境とは、公害がなく、清浄な大気や水等といった環境の持つ恵沢や、自然と快適な都市に触れて得られる人間性の回復や保健休養としての効用等の恵沢が、豊かに存在している状態をいいます。

Q4. 持続的発展が可能な社会とは？

持続的発展が可能な社会とは、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会をいいます。

Q5. 条例の主な内容は？

条例の主な内容は、環境の保全に関する基本的な考え方や市民・事業者・民間団体等の責務、市が行う施策の基本方針などで、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

Q6. 責務を定める理由は？ (第4～8条関係)

この条例では、市の責務のほか市民・事業者・民間団体、そして観光旅行者等の滞在者の責務を規定しています。これは、それぞれの主体が積極的に責務を果たし、また協働することで良好な環境を保全していくために定めるものです。

Q7. 年次報告書の公表方法は？ (第12条関係)

年次報告書は、公表の時期等を広報川越でお知らせし、環境政策課や公民館等の窓口で配布します。また、市のホームページからダウンロードもできます。これは、環境に関する詳細な情報を市民に提供するとともに、環境の保全に関する意見や提案を広く募集することで、より効果的な施策の展開を図ろうとするものです。

Q8. 必要な規制の措置とは？ (第14条関係)

必要な規制の措置とは、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するため、法律や埼玉県条例による規制の範囲外で、本市域においてさらに規制が必要となる場合、適切な措置を講じようとするものです。

Q9. 環境教育・学習の必要性は？ (第19条関係)

日常生活等で自主的に環境の保全に取り組むには、幼児から高齢者まであらゆるライフステージで、環境保全の大切さを認識することが大切です。そのため、学校での環境教育や家庭・地域での環境学習を推進します。

Q10. 市民の活動への措置とは？ (第22・23条関係)

市は、市民・事業者・民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動等に対して、情報の提供や人材の育成、活動場所の提供等の支援を行います。

Q11. 地球環境保全の推進とは？ (第28条関係)

現在、温室効果ガスによる地球温暖化等の地球環境問題が顕在化し、環境保全に関する世界的な取組が求められています。市では、これまで省エネ、新エネルギー導入、省資源等に率先して取り組んできました。今後は、市の取組をさらに推進するとともに、地域における地球温暖化対策や資源循環型社会の形成などを積極的に推進します。

Q12. 審議会委員の公募の人数は？ (第31条関係)

「川越市附属機関等の委員の公募に関する実施基準」では、公募委員の割合を定数の30%以上となるよう努める旨を定めています。人数は、基準適合に努めながら、審議すべき内容等を勘案し、適正な人数を決定します。